

1. 開会日時・場所

日時 令和5年1月25日(水) 午後2時00分
 場所 三原リージョンプラザ南館2階 第2研修室

2. 委員の出席状況

出席委員 農業委員 17名 議席番号・氏名 次のとおり

1番	—	2番	寶田 清隆	3番	新庄 實雄
4番	佐々木 昭和	5番	井長 哲	6番	阪井 瑞枝
7番	橋本 宏明	8番	信藤 延夫	9番	上田 励二
10番	堀本 隆司	11番	山口 郁恵	12番	久留本 忠美
13番	河村 博	14番	花山 哲男	15番	今田 正道
16番	郷谷 幸男	17番	—	18番	山口 龍子
19番	武郷 勝己				

欠席委員

1番 田坂 友彦 17番 林 壽彦

農地利用最適化推進委員の出席状況 議席番号・氏名 次のとおり

27番 宮岡 恒輔

3. 議事録署名人

7番 橋本 宏明 15番 今田 正道

4. 議事説明員・職・氏名

事務局長 岡 泰彦 係長 山崎 雅樹 主任 茂見 鉄平 主任主事 檀上 周
 農林水産課 主事 原田 愛理 主事 高下 勇気

5. 審議事項

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
 第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請について
 第3号議案 農地法転用許可後の事業計画変更承認申請について
 第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請について
 第5号議案 非農地証明申請について
 第6号議案 農用地利用集積計画について
 第7号議案 農用地利用配分計画について
 第8号議案 三原農業振興地域整備計画の変更について
 第9号議案 農地法に基づく三原市農業委員会の「別段面積の特例区域」の定めについて

6. 報告協議事項

1. 農地法関係諸証明事務等について
2. その他

7. 議事の内容

開会 午後2時00分

—議長開会挨拶—

議長 本日の出席委員は19名中、17名で定足数に達しておりますので、第1回総会は成立しております。

なお、1番 田坂委員、17番 林委員から欠席する旨、通告がありましたので報告いたします。

会議規則第16条の規定により、議長において議事録署名者に、7番 橋本委員、15番 今田委員を指名します。

議長 それでは、申請に基づく議題に入ります。

議事日程は、日程第1を第1号議案とし、逐次、議案番号の順序によるものとしますが、

先ほど、事務局から提案のありましたように、日程第6第6号議案から日程第8第8号議案を先に審議します。

議 長

議案書をご覧ください。
日程第6第6号議案を上程します。
「農用地利用集積計画」について、三原市長から決定を求められるものです。
第6号議案に係る、資料6の第1番から第71番について審議します。

本議案は、「農業委員会等に関する法律」第31条第1項の「議事参与の制限」の規定により2回に分けて審議しますが、最初に全体計画の説明を受けた後、個別の案件について審議します。
担当者の説明を求めます。

事務局

それでは議案書9ページをご覧ください。第6号議案農用地利用集積計画について説明します。

この農用地利用集積計画につきましては、農地中間管理機構を活用し、農業経営基盤強化促進法の規定により利用権設定するもので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により決定を求めるものです。

今回、農地の貸し手から農地中間管理機構に利用権設定を計画する農用地は議案書の中段に記載の「地域別面積集計」に記載しております。

三原地域から件数32件、筆数71筆、面積142,528㎡が提出されています。

なお、利用権を設定する農用地については、資料6の2ページに記載しています。

今回の利用権設定については、申請者からの申し出に基づくものです。

以上で全体説明を終わります。

議 長

これからは、個別に審議します。
はじめに、資料6の第37番から第39番を審議しますので、〇〇番委員の退席を求めます。

・・・委員退席・・・

議 長

それでは、担当者の説明を求めます。

事務局

それでは説明いたします。第37番から第39番については、三原地域で件数1件、筆数3筆、面積7,695㎡を〇〇より農地中間管理機構に貸し付けるものです。以上で説明を終わります。

議 長

担当者の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。

・・・挙手なし・・・

議 長

質疑なしと認めます。これより採決に入ります。
農用地利用集積計画の第37番から第39番は、原案のとおり承認決定することについて、賛成の方は挙手願います。

議 長

挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり承認決定されました。
〇〇番委員は、入室してください。

・・・委員入室・・・

議 長

続いて、第37番から第39番を除く、第1番から第71番を審議します。
担当者の説明を求めます。

事務局

それでは説明いたします。
三原地域で、件数31件、筆数68筆、面積134,833㎡を申請者より農地中間管理機構に貸し付けるものです。以上で説明は終わります。

- 議 長 担当者の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。
- 12 番 ちょっと教えてください。これは期間が7年になっているんですが、何か根拠があるのでしょうか。
- 事務局 次の配分計画で、この農地を転貸で借り受けられるのが、農事組合法人〇〇なんですけれども、すでに中間管理機構を通じて借りられている農地の終期に合わせて、あえて7年にしています。
- 12 番 はい、ありがとうございました。
- 議 長 よろしいですか。その他質疑ございませんか。
- ・・・挙手なし・・・
- 議 長 質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。
農用地利用集積計画、第37番から第39番を除く、第1番から第71番は、原案のとおり承認決定することについて、賛成の方は挙手願います。
- 議 長 挙手全員であります。
よって、第6号議案について、第1番から第71番は、全て原案のとおり承認決定されました。
- 議 長 次に、日程第7 第7号議案を上程します。
「農用地利用配分計画」について、三原市長からの諮問です。
第7号議案に係る、資料7の第1番から第71番について審議します。
本議案の審議に当たり、「議事参与の制限」の規定により〇〇番委員の退席を求めます。
- ・・・委員退席・・・
- 議 長 担当者の説明を求めます。
- 事務局 それでは議案書10ページをご覧ください。第7号議案 農用地利用配分計画について説明します。
該当する農用地利用配分計画につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定により、農地中間管理機構から農地の受け手に対して農地の貸し付けを行うもので、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により意見を求めるものです。
今回、農地の受け手に対して貸し付けを計画する農用地は、議案書の中段に記載の「地域別面積集計」に記載しております。
三原地域から件数1件、筆数71筆、面積142,528㎡について意見を求めます。
利用権を設定する農地については、資料7の2ページに記載しておりますのでご覧ください。
以上で説明を終わります。
- 議 長 担当者の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。
- ・・・挙手なし・・・
- 議 長 質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。
農用地利用配分計画の第1番から第71番は、原案のとおり承認することについて、賛成の方は挙手願います。
- 議 長 挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり承認されました。

〇〇番委員は、入室してください。

・・・委員入室・・・

議 長

次に日程第8 第8号議案を上程します。
三原農業振興地域整備計画の変更について、三原市長からの諮問です。
第8号議案に係る、資料8の農用地区域の除外及び編入について審議します。
担当者の説明を求めます。

事務局

議案書11ページをお開きください。第8号議案「三原農業振興地域整備計画の変更」の諮問について説明いたします。

この三原農業振興地域整備計画の変更は「農業振興地域の整備に関する法律」によるものであり、三原市長から、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項において準用する同条第1項の規定により、令和5年1月10日付け文書番号 三農水第2196号にて意見を求めるものです。

先日議案書とともに送付いたしました「資料8」をご覧ください。

三原農業振興地域整備計画変更の農用地区域除外申出等について説明します。資料8に農用地区域除外申出及び農業委員会から行われた非農地通知によるもの計25件、農用地区域内編入申出によるもの計3件を記載しています。面積は除外申出及び非農地通知によるものが合計で55,131.52㎡、編入申出によるものが合計で5,417㎡となっています。

地域別では、除外申出及び非農地通知によるものが、三原地域で4件、3,305.25㎡、本郷地域で11件、24,584.27㎡、久井地域で7件、21,041㎡、大和地域で4件、6,201㎡となっています。なお件数について、三原地域と本郷地域について、非農地通知によるもの1件が重複して含まれております。続いて編入申出によるものが、三原地域で1件、2,426㎡、大和地域で2件、2,991㎡となっています。

なお、除外申出によるもののうち、21番は第1種農地となっています。予定用途につきましては、養魚水田となっています。既存施設の拡張の要件にそれぞれ該当しますので、第1種農地の不許可の例外に該当するものになります。残る申出はすべて第2種農地となっております。

以上で、第8号議案「三原農業振興地域整備計画の変更」の諮問について説明を終わります。

議 長

担当者の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。

・・・挙手なし・・・

議 長

質疑なしと認めます。これより採決に入ります。
三原農業振興地域整備計画の変更について、原案のとおり承認することについて、賛成の方は挙手願います。

議 長

挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり承認されました。
ここで、農林水産課の職員は説明が終わりましたので、退席します。お疲れ様でした。

議 長

次に、日程第1 第1号議案を上程します。
農地法第3条の規定による許可申請について、第1件から第8件を審議します。
事務局の説明を求めます。

事務局

議案書1ページをご覧ください。

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について説明します。

第1件は、〇〇から木原3丁目の〇〇が、木原町〇〇 地目：畑 19㎡を、自宅裏にある農地を耕作管理するため、譲り受けるものです。

当該案件は、先月の令和4年第12回定例総会において、別段面積の特例区域が設定されています。

第2件は、〇〇から久井町の〇〇と〇〇が、中之町8丁目〇〇 ほか4筆 地目：田3筆 畑2筆 合計1,842.91㎡を、住宅を購入する計画があり、併せて隣接の農地を譲り受け、新

規就農するものです。

第3件は、〇〇から本郷南6丁目の〇〇が、本郷北4丁目〇〇 地目：畑 129㎡を、居住地から近く、梅等を植えて管理するため、譲り受けるものです。

当該案件は、先月の令和4年第12回定例総会において、別段面積の特例区域が設定されています。

第4件は、〇〇から本郷町の〇〇が、本郷町船木字〇〇 地目：田 1,828㎡を、経営規模拡大のため譲り受けるものです。

第5件は、〇〇から本郷町の〇〇が、本郷町上北方〇〇 地目：畑 243㎡を、居住地から近く、経営規模拡大のため譲り受けるものです。

第6件は、〇〇から本郷南6丁目の〇〇が、本郷町南方〇〇 ほか12筆 地目：田5筆 畑8筆 合計9,661㎡を、居住地から近く、これまでも耕作管理していたため譲り受けるものです。

第7件は、〇〇から東広島市の〇〇が、久井町江木〇〇 地目：畑 28㎡を、空き家とともに譲り受け、新規就農するものです。

当該案件は、先月の令和4年第12回定例総会において、別段面積の特例区域が設定されています。

第8件は、〇〇から久井町の〇〇が、久井町坂井原〇〇 ほか4筆 地目：田 合計6,607㎡を、以前から耕作の希望があり、居住地から近いいため譲り受けるものです。

以上、申請案件は、全て農地法第3条の許可要件を満たしています。

農地法第3条の規定による許可申請についての説明は以上です。

議長 地元委員の調査報告を求めます。

16番 第1件・2件は私の担当案件なので、続けて発表いたします。

第1件につきましては、先月の別段面積の特例区域で承認をもらいましたので特に問題ありません。1月20日に20番推進委員と現地確認をしました。

第2件も、1月20日20番推進委員と現地確認をしまして、これも特に問題ないと思います。

27番 第3件、本日17番委員が欠席のため、代理で27番推進委員が説明いたします。

当該地は本郷支所より北へ1キロぐらいいったところの小学校の上にある土地で、高台にあるため耕作的にはできないので、果樹を植えるとのこと。他は事務局の説明どおりです。

7番 第4件、1月17日28番推進委員・譲受人の母親とともに現地確認を行いました。申請地は以前より耕作しておりましたので、問題ありません。

27番 第5件、当該地は本郷支所より3キロ北方の方へいったところにございます。この土地は、以前〇〇にお勤めの方が購入されていたんですが、その人が東京におられるということで、この土地を売り渡すということで〇〇が購入されたということでございます。他は事務局の説明どおりです。

4番 第6件、1月19日に譲受人立ち合いの上、29番推進委員と現地確認をいたしました。審査基準を満たしております問題ありません。

14番 第7件、1月20日に13番委員・30番推進委員・32番推進委員の4名で現地の方を確認いたしました。現地は久井支所から東へ約2.5キロの地点にありまして、事務局の説明のとおりで問題ないと思います。

13番 第8件、1月20日14番委員・30番推進委員・32番推進委員と現地確認をしました。事務局の報告どおりで問題ないと思います。

議長 地元委員の調査報告は、承認であります。
これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。

・・・挙手なし・・・

- 議 長 質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。
農地法第3条の規定による許可申請、第1件から第8件の本案は、原案のとおり許可決定することについて、賛成の方は挙手願います。
- 議 長 挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり許可決定をすることに決しました。
- 議 長 次に、日程第2 第2号議案を上程します。
農地法第4条の規定による許可申請について、第1件から第2件を審議します。
事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案書5ページをご覧ください。第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請について説明します。
第1件は、〇〇・〇〇が、本郷町船木〇〇 地目：田 484㎡について、宅地に転用するもので、内容は住宅1棟です。
当該案件は、町営土地改良事業により宅地として非農用地換地された土地ですが、山陽自動車道本郷インターチェンジから概ね300mに位置するため第3種農地に該当します。
第2件は、〇〇・〇〇が、久井町和草〇〇ほか1筆 地目：畑 合計152㎡について、墓地および進入路に転用するもので、内容は、墓石1基、法名碑1基、進入路です。
当該案件は、三原市久井支所から概ね300mに位置する第3種農地に該当します。
第1件、第2件の許可基準は、農地法第4条第6項第1号ロ(1)「市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地は許可する」に該当します。
農地法第4条の規定による許可申請についての説明は以上です。
- 議 長 地元委員の調査報告を求めます。
- 7番 第1件、1月17日28番推進委員と現地確認を行いました。申請地は山陽自動車道本郷インターチェンジより東の方向に約300メートルのところに位置します。すでに住宅は建設されておりまして、事務局の説明があったとおり問題ないと思います。農地区分は第3種です。
- 3番 第2件、1月20日1番委員・31番推進委員・33番推進委員と4人で現地確認を行いました。これは以前見たところでありまして、もう荒地になっているところなんで仕方ないと思います。農地区分は第3種です。
- 議 長 地元委員の調査報告は、承認であります。
これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。

・・・挙手なし・・・
- 議 長 質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。
農地法第4条の規定による許可申請、第1件から第2件の本案は、原案のとおり許可決定することについて、賛成の方は挙手願います。
- 議 長 挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり許可決定をすることに決しました。
- 議 長 次に、日程第3 第3号議案を上程します。
農地転用許可後の事業計画変更承認申請について、第1件を審議します。
事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案書6ページをお開きください。第3号議案 転用許可後の事業計画変更承認申請について説明します。
第1件は、本郷町南方〇〇について、当初、〇〇株式会社が令和2年4月24日付けで農地法第5条許可を受け実地測量したところ、敷地が狭小であり、隣接地と併せて事業を行いたいため、事業計画を変更するものです。
事業計画変更後の農地転用については、この後、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請第3件においてご審議いただきます。

転用許可後の事業計画変更承認申請についての説明は以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。
・・・挙手なし・・・

議 長 質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。
農地転用許可後の事業計画変更承認申請、第1件の本案は、原案のとおり承認決定すること
について、賛成の方は挙手願います。

議 長 挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり承認決定することに決しました。

議 長 次に、日程第4 第4号議案を上程します。
農地法第5条の規定による許可申請について、第1件から第4件を審議します。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案書7ページをご覧ください。第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請につ
いて説明します。

第1件は、〇〇から〇〇合同会社が、小坂町〇〇 ほか1筆 地目：田 合計914㎡につ
いて、所有権の移転を受け、太陽光発電施設に転用するもので、内容は太陽光パネル176枚、
5棟、発電量49.5kw規模です。

第2件は、〇〇から、〇〇が、下北方2丁目〇〇 ほか1筆 地目：畑 合計137㎡につ
いて、所有権の移転を受け、通路及び駐車場に転用するもので、内容は駐車場2区画および
通路です。

許可基準は、農地法第5条第2項第1号ロ（1）市街地の区域又は市街化の傾向が著しい
区域内にある農地は許可する」に該当します。

第3件は、先ほど第3号議案、事業計画変更申請においてご審議いただいた関連案件です。

〇〇から、〇〇株式会社が、本郷町南方〇〇 地目：田 323㎡について、すでに許可済み
の田：1,572㎡と併せて、所有権の移転を受け、太陽光発電施設に転用するもので、内容は太
陽光パネル288枚、12棟、発電量49.5kw規模です。

第4件は、〇〇から、株式会社〇〇が、久井町下津〇〇 地目：田 2,996㎡について、所
有権の移転を受け、太陽光発電施設3施設に転用するもので、内容は3施設とも、太陽光パ
ネル190枚、3棟、発電量49.5kw規模です。

第2件を除く許可基準は「農地法第5条第2項第2号：申請に係る農地等に代えて周辺の
他の土地では事業の目的を達成することが出来ないと認められること」に該当します。

農地法、第5条許可申請についての説明は以上です。

議 長 地元委員の調査報告を求めます。

19番 第1件、1月19日に22番推進委員そして〇〇行政書士さんと3名で立会しました。農地
区分は2種で、事務局の説明どおり問題ないと思いますが、注意事項として〇〇行政書士さ
んに言われ、小坂町に昨年の3月に他の業者さんが太陽光設置で認可されたんですが、それ
から何もせずに草も刈らずに近隣のかたから苦情が出とったんで、業者さん含めて近隣のか
たに説明してくださいとお願いしております。あとその他で再度質問させていただこうを思
うんで、最後によろしくお願います。事務局の説明どおり問題ないと思います。

27番 第2件、1月21日に17番委員と〇〇会社の〇〇・〇〇業者の方と4人で現地確認をいた
しました。ここは本郷支所より700メートルぐらい西にいった土地でございます。この土地
と宅地を購入されて〇〇が家を建てるということで、道幅がないということでこのような申
請が出ております。3種農地でございます。

4番 第3件、1月15日に施工業者立ち合いの上、3号議案で変更された計画図をもとに29番
推進委員と現地確認をいたしました。計画図と現地の状況に差異があったため、修正を求め
ましたところ、昨日修正された書面が事務局に届いたそうですので、問題ないと思います。
農地区分は第2種です。

- 14 番 第4件、1月20日に13番委員・30番推進委員・32番推進委員の4名で申請地の方を確認いたしました。場所は久井支所から東へ約2.5キロの地点にありまして、土地は谷にありまして、この谷の半分はもうすでに太陽光をされておりまして、残りの約半分がこの申請地ということになります。事務局の説明のとおりで問題ないと思います。農地区分は第2種です。
- 議 長 地元委員の調査報告は、承認であります。
これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。
- 18 番 件数3番なんですけど、〇〇株式会社が3号議案で説明されていた件で、令和2年の4月24日にはもう許可が出ていて、それから測量した結果小さいとか言われてももうこれから約3年経ってるんですけど、その間はずっと草ぼうぼうになってるというか、そこらへんはちょっとどうなんですか。許可をしてから何年かの間に、もうその設置をしないといけないとかそういうようなルールというのがあるんでしょうか。そのへんをちょっと教えていただきたい。
- 事務局 基本的には許可後速やかに事業を完了することという条件がありまして、転用の許可証には1年以内という条件は付けております。
ただですね、実際その許可後の施工状況が完了したものについては、完了報告を出すようにと業者に指示指導はしておりますけれども、ここについてはまだ完了報告が出されてなかったところですよ。
現地には、すでにパネルが置かれて、あとはこの追加部分のところへ設置するだけという状況になっておりますので、施工自体はされておりましたけれども、1年以内に完了していません。そういう状況になっております。
しかし1年を過ぎたからといって取り消すのかということ、そういうわけではなく、事業を事業計画どおりに完了するよにということを業者に対して指導していく、こういった経過になっております。
- 議 長 よろしいですか。
その他質疑等ございませんか。
- 12 番 先ほどの件で、一応許可が出て1年ですよ。ただし、中電の許可が出て3年はOKなんですかね。3年すると、完全に切れるんですね。事務局これを教えてください。
- 事務局 3年して許可が消えるということではなくてですね、特にこの5条許可の場合は、所有権の移転が絡むことが大変多くございますので、所有権の移転を済ませたもの、施工前に所有権の移転だけ法務局で済ませたものについては取り消すということができませんので、これについては同じように事業の計画を達成するように指導していくといったことになります。
- 12 番 では3年過ぎても大丈夫なのか。
- 事務局 3年過ぎても一方的に取り消すとかそういったことはしてないです。
中には事業計画自体が完了まですごく数年かかる、1年以上かかってしまうという事業もありますので、複数年かかる場合はその事業のスケジュール表（工程表）を提出してもらって、何年後までに完了するよにという形でおりますけども、久留本委員が言われるように、3年で一方的に消すということはありません。
- 12 番 中電に許可申請出しますよね。それで一応、3年を過ぎると多分無効になってくるんじゃないかと思ってるんですけど。
- 事務局 今、一般的な転用のお話をさせていただいたんですが、太陽光の場合は、固定買取価格制度、いわゆるFIT認定というのを受けて施工される場合があります。その場合は、そのFITの認定を受けてから3年以内にその施設の運転を開始すること、そうしなければそのFIT認定が切れますよといったのは、FIT制度の方でございます。
- 12 番 では、Non-FITの場合は別に関係ないんですね。

事務局 はい

議長 ということです。
よろしいですか。
その他質疑等ございませんか。

19 番 一番最後のその他でご質問しようと思ったんですが、太陽光に関してのご説明質問が続いてますので、この場でちょっとお聞きしたいんですが、まず三原市では、環境省からのガイドラインに基づいて『三原市内の農地転用を伴う太陽光発電設備の設置に関するお願い』というのを申請に来られた時に必ずご説明されているんですかね、お願いというベースで。業者であれ、行政書士さんであれ。

事務局 周知の方法としては、窓口でのこのチラシの配布、それからホームページ掲載はしておりますけれども、必ずしてるのかといわれると、必ずしもそうではなくてですね、新規の申請の方、全く始めて来られる方とかですね、それから個人でされる方、そういった方については特段こちらにも注意をして周知するんですけども、実際よく見る名前の業者さんの場合は、一番初めのガイドラインを作った時に、こういうのが出来ましたということを説明しています。太陽光できますか、という農地の照会がたくさん来るんですけども、その時には、併せてそのガイドラインがありますのでこれを遵守してください、という説明はするんですけども、複数回申請をされている業者さんにつきましては、毎回そういった説明はしてないので、必ずと言われると、そうではないということになります。

19 番 今回ですね、第1件の案件の中で少し説明したと思うんですが、昨年の3月に太陽光設置の認可がおりた業者さんが、草も刈らずに夏にペンペン草じゃないけど、終わったら飛ぶような草が飛んで、布団を干せないという苦情が出て、やっとこの年末に刈り終わった状況なんですよ。だから事業許可するときに、やっぱり速やかにね、少なくとも1年間有効なんでしようけど、草を刈ってもらわんと、それとどういうことをやるのか、やられるのか、説明を受け付け、申し込みこられた方にぜひともお願いしたいんですがね、指導を。とにかく近隣に迷惑をかけないことが一番だと思うんでね、よろしくをお願いします。

議長 よろしいですか、事務局

事務局 事業を許可したけれども、手をつけてなくて草が生えてるところについて、実際市民の方からも問い合わせを受けたりしていることがあります。委員さんの活動の中で、そういったところがあれば、こちらからその申請者に対して連絡をいたしますので、引き続きぜひよろしくお願いいいたします。

19 番 ありがとうございます。

議長 その他質疑等ございませんか。

議長 ……挙手なし……

議長 ないようですので、採決に入ります。
農地法第5条の規定による許可申請、第1件から第4件の本案は、原案のとおり許可決定することについて、賛成の方は挙手願います。

議長 挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり許可決定をすることに決しました。

議長 次に、日程第5 第5号議案を上程します。
非農地証明申請について、第1件から第4件を審議します。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案書8ページをご覧ください。第5号議案 非農地証明申請について説明します。
第1件は、〇〇から、八幡町垣内〇〇 地目：田 218㎡について、昭和60年頃から耕作放棄し、現況地目：山林として申請されています。

第2件は、〇〇から、沼田東町納所〇〇 地目：田 132㎡について、平成7年以前に住宅を建築して以降、宅地として使用しており、現況地目：宅地として申請されています。

第3件は、〇〇から、宗郷5丁目〇〇 ほか1筆 地目：田1筆 畑1筆 合計300㎡について、昭和40年に住宅を建築して以降、宅地として使用しており、現況地目：宅地として申請されています。

第4件は、〇〇から、大和町平坂〇〇 ほか2筆 地目：田 合計2,021㎡について、平成元年頃から耕作放棄し、現況地目：山林として申請されています。

申請地は、第1件と第4件が「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当し、第2件と第3件が「人為的な潰廃であるが、転用の事実行為から20年以上が経過しており、農地転用行政上も支障がないと認められること」に該当します。

非農地証明申請についての説明は以上です。

議長 地元委員の調査報告を求めます。

8番 第1件、1月21日に21番推進委員と現地を確認いたしました。現地はもう雑木が生えていて、申請どおり問題ないと感じました。農地区分は第2種です。

2番 第2件、1月21日に24番推進委員と申請者の〇〇と現地を確認しました。申請地は国道2号線にかかる納所橋から南へ500メートルぐらいに位置します。申請地は住宅敷地の一角であり、プレハブが建っていました。息子さんが家を建てるということで、問題ないと思います。農地区分は1種です。

12番 第3件、1月21日に25番推進委員と現地を確認いたしました。今現在この〇〇が一応申請を出されていますが、誰も住んでいない状態なんです。ただし事務局の説明どおり家が建ってありました。問題がないかどうかはなんともいえないんですが、一応そういうことでお願いいたします。農地区分は第2種です。

9番 第4件、1月20日に9番私と37番推進委員とで調査に行きました。現地はもう山林状態で、もうその地域全体がそうになっています。問題ないと思います。農地区分は第2種です。

議長 地元委員の調査報告は、承認であります。
これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。

・・・挙手なし・・・

議長 質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。
非農地証明申請、第1件から第4件の本案は、原案のとおり承認決定することについて、賛成の方は挙手願います。

議長 挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり承認決定することに決しました。

議長 次に、日程第9 第9号議案を上程します。
農地法に基づく三原市農業委員会の別段面積の定めについて、第1件から第2件を審議します。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案書12ページをお開きください。
第9号議案 農地法に基づく、三原市農業委員会の別段面積の特例区域の定めについて説明します。

第1件は、広島市東区牛田早稲田1丁目の〇〇が所有する、八幡町垣内〇〇 ほか1筆 地目：田 合計651㎡について、遠方に居住し管理できない農地を取得し、耕作管理したいため、特例区域の設定を申し出たものです。

第2件は、兵庫県宝塚市売布3丁目の〇〇が所有する、下北方2丁目〇〇 ほか1筆 地目：畑 合計715㎡について、遠方に居住し管理できない農地を取得し、新規就農したい希望者がいるため、特例区域の設定を申し出たものです。

設定基準は、いずれも、別段面積の特例区域設定要綱第2条第1項第2号「担い手への農

地集積が見込まれず、かつ、荒廃農地または将来荒廃農地となる恐れがある農地であること」に該当します。

農地法に基づく、三原市農業委員会の別段面積の特例区域の定めについての説明は以上です。

議 長 地元委員の調査報告を求めます。

8 番 第1件、1月21日に21番推進委員と現地確認をいたしました。今説明がありましたように〇〇がすでに1週間に1回ぐらい来て、菜園として管理をされているということで、全く問題ないと思います。

27 番 第2件、1月21日に17番委員と現地確認をいたしました。
この土地は先ほど5条の関係の第2件と同じところの位置でございまして、この土地を先ほど申しましたように、〇〇が購入されて、畑は自家用の果樹を植えるとのことでございます。

議 長 地元委員の調査報告は、承認であります。
これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。

・・・挙手なし・・・

議 長 質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。
農地法に基づく三原市農業委員会の別段面積の特例区域の定めについて、本議案に賛成の方は挙手願います。

議 長 挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり決しました。

議 長 以上、「審議事項」を終了し、続いて「報告協議事項」に入ります。
事務局の説明を求めます。

事務局 1 農地法関係諸証明事務等について
○農地法第3条の3第1項(権利取得の届出) 9件
○農地法第5条の規定による農地転用届出受理 3件
○農地転用(農業用施設)届出受理 1件
○農地法第3条に係る賃貸借契約の合意解約(18条6項)の通知 2件

2 その他
○今後の日程
令和5年第2回定例総会 2月24日(金)14時

議 長 その他、何かありませんか。
無いようなので、これをもちまして総会を終了します。
ご苦労さまでした。

閉会 午後2時55分